

とやま中央会 FAX 情報

2020. 6. 15 発行 №585

2020年度中小企業白書の概要

経済産業省中小企業庁において、2020年度「中小企業白書」及び「小規模企業白書」がとりまとめられ、公表されました。「中小企業白書」の第1部では、中小企業・小規模事業者の動向に関する分析に加え、中小企業・小規模事業者の労働生産性、新陳代謝、多様性と役割・機能について分析を行いました。第2部では、付加価値の創出に向けた、事業領域・分野の見直し、製品・サービスの差別化、無形資産の有効活用、外部連携・オープンイノベーションの推進などの取組や、適正な価格設定や取引関係の構築に関する取組についても分析しています。

今回のものづくり白書では、新型コロナウイルス感染症の拡大、米中貿易摩擦、地政学リスクの高まり等、不確実性が常態化し、サプライチェーンの再編など大きな変化を迫られている中で、我が国製造業がとるべき新しい戦略を提示しています。具体的には、予測困難な環境の激変に対し、企業が迅速かつ柔軟に対応する能力である「企業変革力（ダイナミック・ケイパビリティ）」が必要になることを示しています。その上で、この「ダイナミック・ケイパビリティ」を高めるためには、デジタル化の推進、設計力の強化、人材強化が必要であることを示した上で、その具体的な方策を、数々の事例とともに論じています。今号では「中小企業白書」の概要について紹介いたします。

【第1部：令和元年度（2019年度）の中小企業の動向】

○中小企業の動向

中小企業・小規模事業者の業績は2019年以降横ばいから低下傾向で推移し、業況にも一服感が見られること、新型コロナウイルス感染症の影響による厳しい状況が続くと見込まれる中、多様な課題に対処する必要があることなどを示しています。

○中小企業・小規模事業者の労働生産性

中小企業の労働生産性が横ばい傾向で推移しており、業種に関わらず大企業との格差が存在していること、その一方で、中小企業の中にも大企業の労働生産性を上回る企業が一定程度存在することなどを示しています。

○中小企業・小規模事業者の新陳代謝

企業の廃業は、経済全体の生産性向上に寄与する

側面がある一方、生産性の高い企業の廃業も一定程度生じていることなどを示す。また、生産性の高い企業の廃業の背景には、経営者の高齢化と後継者不足があると考えられ、企業の貴重な経営資源を散逸させない事業承継の取組が重要性を増していることなどを示しています。

○中小企業・小規模事業者の多様性と役割・機能

中小企業・小規模事業者の「目指す姿」を四つの類型に分類した上で、それぞれの特徴を分析し、業種だけでは捉えきれない異質性を有することなどを示しています。

【第2部：新たな価値を生み出す中小企業】

○付加価値の創出に向けた取組

（企業が生み出す付加価値と労働生産性）

収益拡大から賃金引上げへの好循環を継続するためには、起点となる企業が生み出す付加価値自体を

増大させていくことが必要であることなどを示しています。

（事業領域・分野の見直し、製品・サービスの差別化）

新たな事業領域・分野への進出は数量増加や単価上昇に有効であること、既存領域での差別化の取組として、製品・サービス開発に取り組む企業の労働生産性の上昇幅が大きいことなどを示しています。

（無形資産の有効活用、外部連携・オープンイノベーションの推進）

人的資本投資を実施している企業の労働生産性の上昇幅が大きいこと、製造業では知的財産権・ノウハウを重視する企業の労働生産性が高い傾向にあること、異業種や大学と連携してオープンイノベーションに取り組む企業において、労働生産性の上昇が大きいことなどを示しています。

○付加価値の獲得に向けた適正な価格設定

競合他社と比較して製品・サービスに優位性を有する企業の中にも、優位性が価格に十分に反映されていない企業が約半数存在すること、「顧客への優位性の発信」、「価格競争に参加しない意識」、「個々の製品・サービスごとのコスト管理」が、優位性を価格に反映する上で有効であることなどを示しています。

※「中小企業白書」の全文は中小企業庁のホームページからダウンロードができます。

https://www.chusho.meti.go.jp/pamflet/hakusyo/2019/PDF/2019_pdf_mokujityuu.htm

◇「観光誘客・ネットセール事業」商品の募集について

富山県では、新型コロナウイルス感染症の拡大により販売機会が減少している県産品の販売促進とともに、今後の観光振興を図るため、全国の消費者に

対し、県内の特産品を大手通販サイトで割引販売するのに併せて、県内観光地の情報を提供する事業を実施します。今回、事業の実施にあたり、それにふさわしい県内の特産品を募集しています。

1. 概要

a. 実施方法

県内事業者を対象に、富山県らしさを感じられる魅力的な特産品を広く公募し、大手通販サイトで定価の3割引及び送料無料で販売する。また、商品の発送とあわせて、県内観光地の情報を提供する。

b. 取扱商品

500商品程度（うち公募商品450商品、県の企画商品50商品を予定）

c. 販売期間

令和2年7月～令和3年2月（予定）

2. 商品募集について

a. 募集商品

富山県内で生産又は加工された商品であって、以下の要件を満たすもの。

- ・運搬に耐えうるものであること
- ・複数生産が可能であること
- ・賞味期限：2週間以上
- ・販売価格（税込）3,000円～30万円
- ・富山県らしさを感じられる商品 等

b. 応募可能商品数

1事業者につき5商品まで

c. 募集期間

令和2年6月5日（金）～ 取扱い可能な商品数に達するまで（最終締切：令和2年12月末まで）

※その他詳細につきましては、下記URLより募集要項をダウンロードいただき、ご確認してください。

http://www.pref.toyama.jp/cms_pfile/00022111

元気いっぱいのファーストバンクです。

新オートローン・新型住宅ローン

富山第一銀行

3. お申込み・お問い合わせ先

富山県いきいき物産（株）とやまいきいきマーケット事業部

〒930-0002

富山市新富町1-2-3（C i Cビル1階）

電話番号 076-444-7137

◇ 取引力強化推進事業の公募について

本会では、中小企業・小規模事業者の連携による取引力強化促進を図るために実施する、共同販売・宣伝、組合員の事業・企業紹介等のための組合が行うホームページやチラシの作成等、共同事業の活性化・組合員の受注促進等の取り組みに対して助成する、取引力強化推進事業の公募を下記のとおり開始いたします。

1. 公募期間

令和2年6月17日（水）～6月30日（火）

2. 補助対象となる事業内容

中小企業・小規模事業者が連携して、共同事業の活性化や受注拡大等、取引力の強化促進を図るために行う特徴的又は先進的な事業。

(1) 共同事業活性化

共同購買や共同宣伝の活性化のため、組合事業や組合員の企業・事業紹介等を行う組合ホームページやチラシ等の検討や作成等を行う事業。

(2) 受注促進

共同受注促進のため、組合ブランド商品のホームページやチラシ等の検討や作成等を行う事業。

(3) ブランド構築

連携によるブランド構築を目指す事業であって、共同宣伝、共同受注の実現に向けた、ブランドコンセプト、運用基準、ロゴ、統一パッケージ等の検討・作成を行う事業。

(4) 取引条件改善

団体協約の締結や取引条件の改善に向けた交渉等、組合員の取引条件の改善、構造改革を促進するために行う事業。

(5) その他

上記の他、業界の特徴等を踏まえて行う中小企業・小規模事業者の取引力強化を促進するための事業。

3. 補助対象者

本事業の補助対象となる組合等は、以下の要件を備えているものとします。

(1) 事業協同組合、商工組合及び商店街振興組合のうち、その直接又は間接の構成員の2分の1以上が小規模事業者※であるもの。

(2) 事業協同小組合及び企業組合。

(3) 協業組合であって、常時使用する従業員の数が5人以下のもの又は組合員の4分の3以上が協業実施直前において小規模事業者※であったもの。

(4) 事業協同組合連合会、商工組合連合会及び商店街振興組合連合会のうち、その会員組合の直接又は間接の構成員の総数のうち、2分の1以上が小規模事業者※であるもの。

(5) その他の特別の法律に基づく組合及びその連合会にあつては、その直接又は間接の構成員たる事業者の3分の2以上が中小企業基本法（昭和38年法律第154号）第2条に規定する中小企業者であつて構成員の2分の1以上が小規模事業者※であるもの。

(6) 一般社団法人（直接又は間接の構成員の3分の2以上が中小企業基本法第2条に規定する中小企業者であるものに限る。）であつて、構成員の2分の1以上が小規模事業者※であるもの。

※小規模事業者

常時使用する従業員の数が20人（商業又はサービス業を主たる事業とする事業者については、5人）以下の会社及び個人

4. 補助対象組合の要件

(1) 事業及び組織運営が適切に行われ、かつ、管理運営体制が整備されており、本事業の円滑な実施に支障をきたす恐れがないこと。

(2) 本事業と組合が実施している他の事業とを明確に区分して、経理処理、業務管理等を行えること。

(3) 本年度、本事業と同様の内容の事業について、国から助成を得ていないこと。

(4) 組合等の財政が健全であること。

(5) 暴力団排除に関する誓約事項に違反していないこと。

(6) 3. 補助対象者で定める組合等のうち、(5)で定めるその他の特別の法律に基づく組合及びその連合会並びに(6)で定める一般社団法人については、令和2年4月1日現在、設立後、原則、1年以上経過していること。

5. 補助金額・補助率及び補助対象経費

(1) 補助金額・補助率

1件当たりの補助金額は500千円(税抜)を上限(下限額は100千円(税抜))とし、補助対象経費総額(税抜)の2/3を助成します。

(2) 補助対象経費

本事業における補助対象経費は以下のとおりです。なお、補助金については、事業終了後提出された実績報告書に基づいて確定した金額を支払うこととしますが、実施組合の要望がある場合は、補助金交付決定額のうち使用した金額の一部について概算払いをすることができます。

<対象経費科目>

謝金、旅費、消耗品費、会議費、印刷費、会場借上料、雑務費、通信運搬費、委託費

6. お申込み方法

本会のHPより公募要領をご一読いただき、公募要領に添付されている応募書類に必要事項をご記入いただき、必要書類を添えて6月30日(火)までに本会までご提出ください。

7. お問い合わせ先

富山県中小企業団体中央会 組合担当者まで
電話番号 076-424-3686

◇ 「食事提供施設」新型コロナウイルス感染防止

緊急対策事業費助成金について

富山県では、県内の中小企業、個人事業主等が経営する県内の食事提供施設において、新型コロナウイルス感染症の感染拡大防止対策として取り組む設備の整備等に要する経費を支援します。

1. 補助対象者

食事提供施設を営む県内の中小企業、個人事業主

2. 助成対象設備

飛沫感染防止アクリル板(※)、透明ビニールカーテン、非接触型自動水栓(蛇口)、換気扇、空気清浄機、トイレ内の人感センサー付き照明器具、店内の換気に必要な網戸、自動消毒液噴霧器(ノータッチ式ディスペンサー)、非接触体温計

3. 助成対象となる整備期間

原則、令和2年5月7日(木)～7月15日(水)

4. 助成額

定額10万円(ただし、1事業者当たり、事業費12万5千円以上のものに限る。)

5. 申請受付期間

令和2年5月25日(月)～7月31日(金)

6. お申込み方法

下記URLより申請受付要綱等をダウンロードの上、お申込みください。

http://www.pref.toyama.jp/cms_sec/1307/kj00022006.html?fbclid=IwAR05k54XcTa1ZHNqiz2iqjXfR8cJHj0ZNRmG7I1ARWVtBgdZYbWmdvE-fDY

7. お問い合わせ先

富山県新型コロナウイルス感染症拡大防止協力金コールセンター

電話番号 076-444-5591

新型定期預金
マイナーベスト



人を思う。未来を思う。
商工中金

発行 富山県中小企業団体中央会 〒930-0083 富山市総曲輪2-1-3 富山商工会議所ビル6階
URL <https://www.chuokai-toyama.or.jp/> TEL. 076-424-3686 FAX. 076-422-0835